

マザー保育園 体調不良児保育利用同意書

登園でお預かりしているお子様の病状や経過状況により、必要と判断した場合には下記の項目を実施することがあります。

- ① 体調不良児とは、通常の保育中に体調が悪くなったお子様のことを言います。お子様の熱が37.5度になったことを確認した時点で体調不良児室へ移動し、保護者にご連絡いたします。
- ② お子様の体温が38.0度以上になったことを看護師が確認した時点で保護者にもう一度ご連絡いたします。その後の症状により、園長、看護師の判断でお迎えを要請いたします。
- ③ 熱がなくても、嘔吐、下痢を起こした場合はお迎えを要請する場合があります。
- ④ 園長、看護師が、お子様の容態に緊急性を判断した場合、保護者に連絡し承認を得たのちに病院へ診察にお連れする場合があります。その場合は、感染症の検査や処置費用は保護者の負担となります。
- ⑤ 体調不良の場合は、保護者がお迎えに来るまで見守り続けます。但し、当日中に病院などの治療を受けることができるように配慮願います。
- ⑥ ケガをした場合、傷口を洗浄、テープでの処置になります。洗浄とテープで処置できないケガと判断した場合は病院にお連れします。
- ⑦ はしか・水痘・おたふくかぜ・三日はしかのいずれかにおいて、すでにかかったことのある同じ病気のお子様と同部屋になることがあります。
- ⑧ 体調不良児対応の部屋は定員2名です。満室になった場合、順次お迎えを要請いたしますので、ご了承くださいようお願いいたします。

※利用時間 9:00 から 17:00 まで（土日祝を除く）

..... 切り取り

上記の体調不良児保育利用同意書について同意します。

年 月 日

入園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印